

X. 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、建学の精神に基づく個性豊かな特色ある教育研究活動等を展開し、私立大学としての自主性、自律性を重んじつつ、有為の人間を育成するとともに、学術文化の向上や社会の発展に貢献することをめざしている。その実現のため、教育・研究の向上を図り、自らの活動を点検・評価し、独自の方法で大学の質（教育研究の質）を自ら保証（内部質保証）することが必要であると考えている。

1) 自己点検・評価活動と結果公表

本学は、1991年に自己評価制度検討委員会を設置して以来、自己点検・評価活動を継続的に実施しており、2003年には「大学評価に関する規程」および「大学評価に関する細則」を定め（資料 10-1, 10-2）、自己点検・評価、外部評価、認証評価機関への評価申請に伴う諸活動とその評価結果に対する対応等を行ってきた。

2010年度には、本学の内部質保証に関する方針として、以下の「龍谷大学内部質保証のあり方について」（2010年度第44回部局長会<2011年3月24日開催>承認）を定め、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、大学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という2つの視点から内部質保証システムを確立し、大学の「質」を保証することに対して積極的に取り組むこととした（資料 10-3）。

龍谷大学内部質保証のあり方について

大学進学率の向上により日本の高等教育は、ユニバーサル段階に移行した。社会人や留学生を含め、様々な背景を備えた学生が進学しており、大学教育に求められるニーズも多様化・細分化している。その一方で少子化やグローバル化が進行する中、大学教育の質（水準）を維持・向上し、国際的に通用する人材の育成が重要となってきた。

こうした中、本学は、自主・自律のもと、建学の精神に基づく個性豊かな特色ある教育研究活動等を展開し、有為の人間を育成するとともに、学術文化の向上や社会の発展に貢献することをめざしている。

本学では、その実現のために、教育・研究の向上を図り、自らの活動を点検・評価し、独自の方法で大学の質（教育研究の質）を自ら保証することが必要であると考えている。

こうした認識の下、大学としては、「機関（組織）としての自己点検・評価」と本学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という2つの視点から大学の質を自ら保証（内部質保証）することが重要であるとする。

「機関（組織）としての自己点検・評価」については、「大学評価に関する規程」に基づき、本学の教育研究等に関する自己点検・評価を継続的・体系的に実施し、大学の質の維持・向上と社会的使命の達成を目的とする。

「教員個人の諸活動に対する自己点検」については、基本的にFD活動推進の一環として実施する。加えて研究活動や社会貢献活動等に関する活動実績を積み重ね、自己研鑽として自らの資質向上・改善に繋げていくことを目的とする。

以上の2つの相互に関連し合う課題について、本学独自の内部質保証システムを確立し、教育研究水準の維持・向上に努め、大学の質保証をめざす。

(出典：2010年度第44回部局長会<2011年3月24日開催>資料)

2011年度からは、この方針に基づき、「自己点検・評価制度（機関・組織の自己点検・評価）」「教員活動自己点検（教員個人の諸活動に対する自己点検）」の2制度を毎年度実施している。

本学の内部質保証の方針、自己点検・評価の実施体制、関連規程、上述の2制度の概要は、ホームページにおいて公表している（資料10-4）。ただし、自己点検・評価や教員活動自己点検の結果については、現在公表していない。今般、これらの情報も公表することを前提に、公表する情報の可否や範囲等のガイドラインを定めるため、2012年度第43回部局長会（2013年3月21日開催）において、「大学評価に係る公表の方針」を策定した（資料10-5）。今後、この方針に則り、順次公開していくこととしている。

なお、過去の大学認証評価、法科大学院認証評価および併設短期大学の短期大学認証評価の点検・評価報告書については、基礎データ、認証評価結果とともにホームページで全て公表している（資料10-6）。

また、外部評価としては、「株式会社格付投資情報センター（R&I）」による評価を受け、その結果、2005年から8回目となる「AA-（ダブルA マイナス）」（方向性：安定的）の格付けを維持している。評価結果である「NEWS RELEASE」は、ホームページにおいて公表している（資料10-7）。

2）教育情報等の公表

教育研究活動等に関する情報の公表を促進することを趣旨とした2010年の学校教育法施行規則等の改正を契機として、本学では、2011年4月から「学校法人龍谷大学情報公開規程」（以下「情報公開規程」という。）および「情報公開規程に関する細則」を施行した（資料10-8, 10-9）。本学における情報公表は、「本法人の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自律的な運営及び教育研究の質の向上に資することを目的とする」（情報公開規程 第1条）としており、大学が有する情報の積極的な発信・公表に取り組んでいる。

情報公開規程では、公表する情報を法令上求められる事項だけにとどまらず、「学校法人及び学校の基本情報」をはじめ、教育、研究、社会貢献、管理運営の全領域をカバーする11の分野に整理し、規定している。また、同規程第3条第3項に「公開情報以外の情報についても、必要に応じ公開に努めるものとする」と規定し、規程に定める以外の情報も積極的に情報公表していくこととしている。

情報公開規程および細則に定める情報公表は、全てホームページにおいて行っており、ステークホルダー（在学生・高校生・保護者・卒業生等）が必要とする情報に簡便にアクセスできるよう、大学ホームページのTOPページに「情報公表」のバナーを設置し、本学

の財務情報を含む 152 項目にわたる情報（2013 年 3 月 1 日現在）を情報公表の専用サイトに集約し、公表している（図 10-1, 資料 10-10, 10-11）。

図 10-1 「情報公表」ホームページ

情報公表(基礎データ)

龍谷大学は、「学校法人龍谷大学情報公開規程」に基づき、教育情報及び財務情報をはじめとする本学の情報について、公表してゆきます。

📄 [学校法人龍谷大学情報公開規程\(PDF13KB\)](#)

📄 [情報公開規程に関する細則\(PDF23KB\)](#)

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ● 学校法人及び学校の基本情報 | ● 財務及び経営に関する情報 |
| ● 教育活動に関する情報 | ● 研究活動に関する情報 |
| ● 学生生活・課外活動に関する情報 | ● 社会貢献・連携活動に関する情報 |
| ● 進路・進路支援に関する情報 | ● 校地・校舎等の施設・設備に関する情報 |
| ● 大学評価に関する情報 | ● コンプライアンス・社会的責任に関する情報 |
| ● 学則・諸規程等に関する情報 | |

（出典：http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/information/index.html）

（２）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学独自の内部質保証システムを整備するため、方針（龍谷大学内部質保証のあり方について）に基づき、2011 年度から「自己点検・評価制度（機関・組織の自己点検・評価）」「教員活動自己点検（教員個人の諸活動に対する自己点検）」の 2 制度を毎年度実施している。

「教員活動自己点検」については、「Ⅲ．教員・教員組織」の章で述べているため、ここでは機関・組織の自己点検・評価を実施する「自己点検・評価制度」について述べる。

１）自己点検・評価の実施

自己点検・評価制度の目的として、以下 3 点を掲げている。

（１）質保証のための改革・改善マネジメント（内部質保証システム）の確立

自己点検・評価の結果を改革・改善に繋げる内部質保証システムを構築し、それを機能させ、本学の教育研究の質の維持・向上を図る。

（２）大学活動の重点化と大学業務の改善を推進

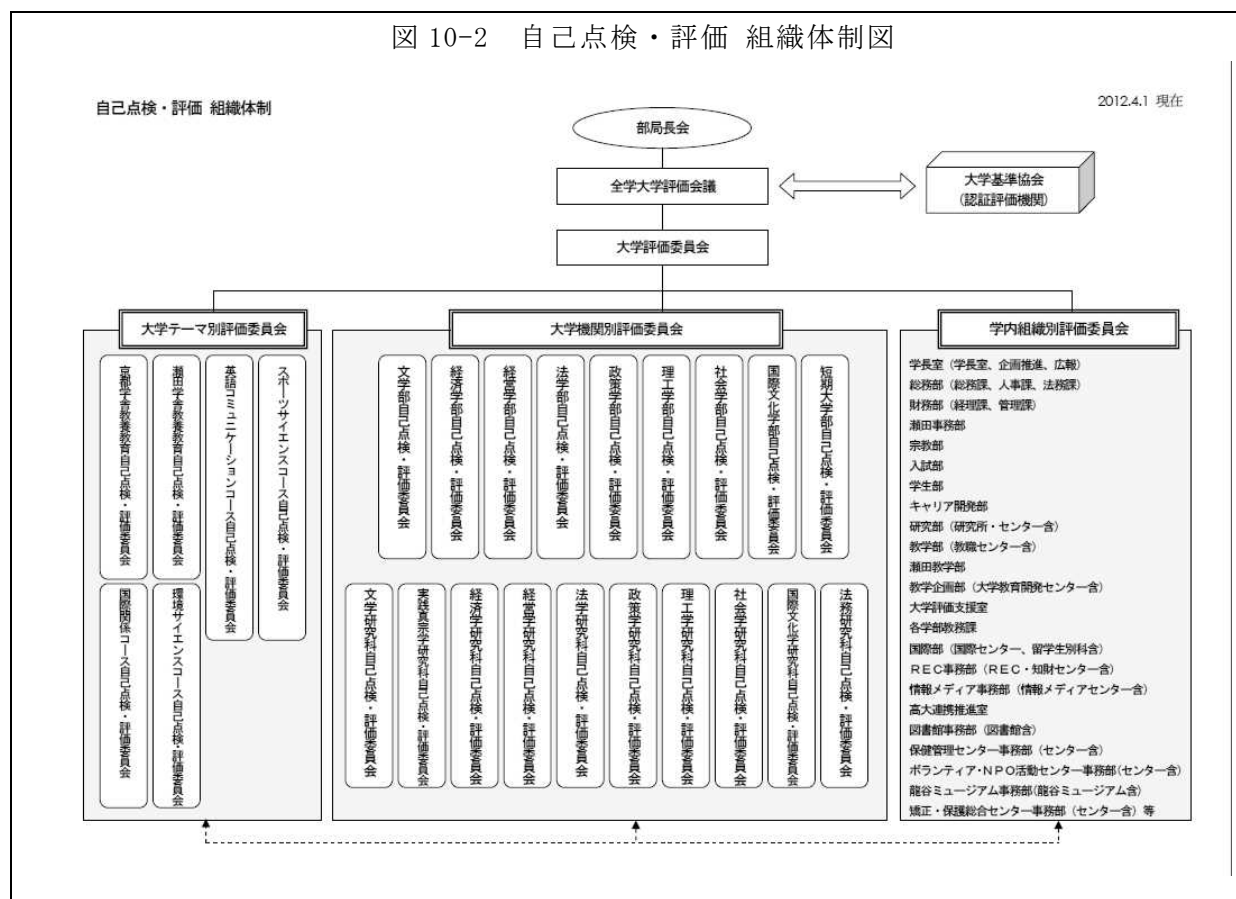
自己点検・評価活動により明らかになった長所・改善課題等を踏まえ、事業の見直し・整理を行い、事業の重点化を図るとともに大学業務の改善を推進する。

（３）自己点検・評価を通じた社会に対する説明責任の遂行

大学は、公共性の高い高等教育機関であることから、教育研究等の状況について、自ら点検・評価し、その結果を公表することが法的に義務づけられている。そのため、本学では、自らの活動状況について点検・評価を行い、その結果を積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たす。

その上でまず、実施に伴う体制整備のため、全学大学評価会議の下に大学評価委員会を設置するとともに、制度全ての学部等（各学部、各研究科、各学舎教養教育、各学部共通コース）に自己点検・評価委員会を設置し（図 10-2）、委員会内規を制定した。

図 10-2 自己点検・評価 組織体制図

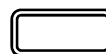


(出典: http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/evaluation/pdf/03_taisei_01_1.pdf)

本制度実施に当たっては、大学基準協会の点検・評価項目に準拠しつつ、独自の視点を加えたものを設定した。制度の内容としては、学内各機関（組織）が自らの判断と責任においてその諸活動について点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価シート」にまとめ、そのシートを基に全学大学評価会議が点検・評価し、評価結果を学内各機関（組織）にフィードバックするものである。2012年度については、大学基準協会の「大学データ集（参考）」をもとに作成した点検・評価の基礎資料を活用し、以下の内容で実施した（資料10-16）。

2012年度 自己点検・評価制度スケジュール

【各組織】自己点検・評価の準備



は各組織の実施内容

①2012年3月～

○各組織において次年度の評価項目の確認、必要な各種参考データの収集を開始。

【各組織】自己点検・評価



②4月～5月15日（火）

- 前年度の活動について、各組織において自己点検・評価を実施。
- 各組織において、「自己点検・評価シート」を作成。
- 各組織において、「自己点検・評価シート」及び「参考データ」を自己点検・評価データベースシステムに登録・格納。



【大学評価委員会】

③5月22日（火）～7月10日（火）

- 大学評価委員会において、評価結果（原案）を作成。



【大学評価委員会・各組織】

④7月11日（水）

- 各組織に「評価結果（原案）」の提示、各組織において内容を確認。



【大学評価委員会・各組織】

⑤7月17日（火）～8月3日（金）

- 各組織に「評価結果（原案）」の内容を説明し、意見交換を実施。



【大学評価委員会・各組織】

⑥9月27日（木）

- 全学大学評価会議において、大学評価委員会が作成した「評価結果（案）」を審議・決定。



【各組織】

⑦9月28日（金）

- 「評価結果」の公示。各組織は、異議申立を行うことができる。



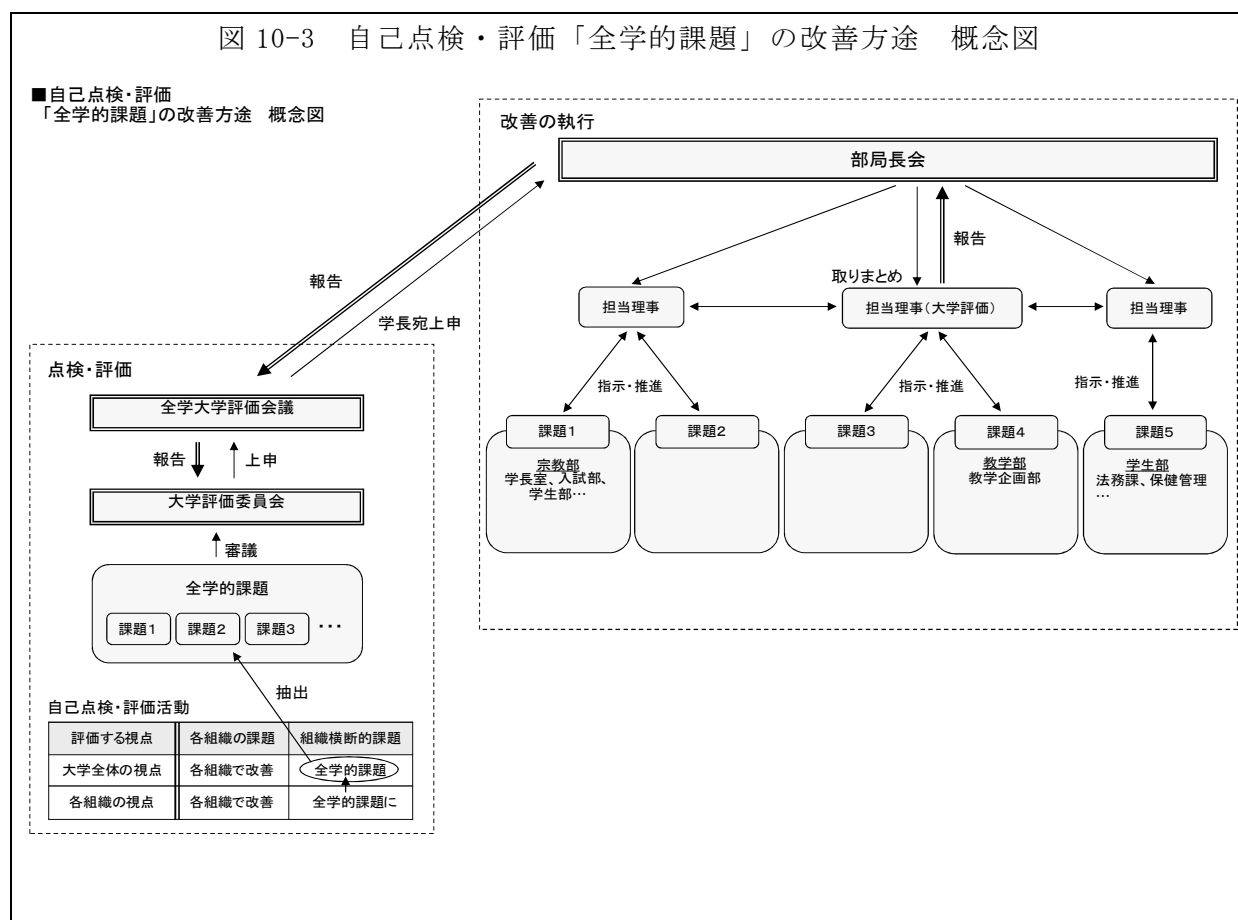
【当該組織のみ】

⑧10月22日（月）

- 全学大学評価会議から「改善勧告」「努力課題」等の提言を受けた組織は、当該組織で改善計画書を作成し、大学評価支援室に提出する（〆切：10月22日）。
- また、2013年3月中旬に「改善勧告」「努力課題」等にどのように対応したかについて、改善報告書（改善進捗状況）を提出する。

各機関（組織）が改善計画を策定し、それに基づく改善活動を推進している。各機関（組織）が単独では改善が難しい事項については、「全学的課題事項」として部局長会が改善するための体制を審議・決定し、組織横断的に改善活動を推進している（図 10-3）。

図 10-3 自己点検・評価「全学的課題」の改善方途 概念図



（出典：2012 年度第 23 回部局長会<2012 年 10 月 11 日開催>資料）

2) コンプライアンスの推進

本学は、社会の一員としての責務を果たすため、常に法令・社会規範・倫理を遵守することに取り組んでいる。特にコンプライアンスに関しては、2011 年度から法律行為を専門に取り扱う事務組織として法務課を設置した。法律分野において優れた知識と経験を持つ専門家（法務アドバイザー 1 名<元教員(労働法)>、その他事務職員 1 名<法律の実務家>）を配置し、教職員の法令遵守に関する意識を向上させること、および学内における不正・法令違反等の事象を未然に防止すること等を目的とし、業務に関する法律相談を受け、法令遵守に関する研修会（2012 年度は 2 回開催）を必要に応じて実施している。

また、法務課は、法令・条例の改正に関する情報収集のため『官報』を定期購読し、法令改正等を確認している。

私立学校に影響する法令改正等は、監督官庁である文部科学省または自治体から、書面により各学校法人に周知されているが、法務課では、できる限り早く法令改正の情報を得ること、かつ幅広く法令改正を把握することに努めている。このことは情報収集だけを目的としているのではなく、担当職員が法令改正に数多く触れることにより、法律に強い職員に成長することを期待してのことである。

3) 法令遵守に即した規程整備

法務課は、法令改正を正確に把握した後、当該法令改正が学内規程の制定・一部改正を要するか否かを判断し、関係部署への情報提供および規程制定・一部改正の指示を徹底している。

規程制定・一部改正の立案については、法務課は提案部署からの相談・協議を受け、趣旨・規程内容・様式等を確認する。また各種法令や他の規程との整合性も確認するとともに、組織規範として実効性にも留意している。

2011年度においては、学校教育法施行規則の改正を受け、教育情報の公表を定めた「学校法人龍谷大学情報公開規程」「情報公開規程に関する細則」を制定し、龍谷大学における「情報公表」のあり方を定めた。しかし、不正・法令違反等の防止策、および不正・法令違反が起きた場合、早期に発見する仕組みがまだ不十分であると思われる。

4) 行動規範・ガイドラインの策定

本学では、教員・職員一人ひとりが、法令・社会規範・倫理等を遵守し、適正に業務を遂行するため、各業務において必要とされる行動規範・ガイドラインを策定して進めている。

主なものとしては、誰もが尊重され学び、働くことができる環境を維持・向上することを目的とした「ハラスメント防止等に関する規程」、研究者（教員）の研究活動における規範・倫理としての「研究活動に関する指針」、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」（検討中）、また著作物利用に関するルールとしての「著作物利用に関する指針」（検討中）、本学で勤務する者（事務職員）として役割・責務を定めた「事務職員の行動指針」、また省エネルギー施策や地球温暖化防止を目指した「エコキャンパス実現に向けた基本方針」等がある（資料 10-13, 10-14）。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

自己点検・評価制度については、その成果や課題について、2012年度第1回全学大学評価会議（2012年4月19日開催）において総括を行った（資料 10-15）。

2006年度の大学認証評価受審以後、全学的な自己点検・評価活動は実施せず、一部の学部や各組織等の自主的活動に任せている状況であったが、2011年度からの制度実施により、学内全ての組織等が自己点検・評価を実施し、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという仕組みを整備することができた。

一方、点検・評価結果を改善につなげられるよう、適切な実施時期の検討や改善を進めていくためのシステム作りが課題である。このような観点で制度総括を行い、毎年度必要な改善を行っており、内部質保証システムの確立という点においても、点検・評価を改善につなげる取り組みを行っている。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

本学は、内部質保証に関する方針として、「龍谷大学内部質保証のあり方について」を定め、この方針に基づき、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、大学の教育研究等

を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という2つの視点から内部質保証システムを確立すべく、積極的な取り組みを行っている。

自己点検・評価活動を毎年度、継続的に実施していくことにより、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという仕組みを整備することができている。

以上のような取り組みにより、教育の質を保証する制度は概ね整備できていると判断する。

（１）効果が上がっている事項

１）内部質保証システムの整備

2011年度より、学内全ての組織等が毎年度自己点検・評価を実施することで、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという本学独自の質保証、質向上のための仕組み（内部質保証システム）を整備することができた。

また、自己点検・評価で顕在化した改善事項は、各組織等において自主・自律的に改善の取り組みを進めていくが、単一の組織では取り組むことが難しい等、全学的な課題事項があることも顕在化した。これらの全学的課題については、部局長会において解決の方途を検討することとなった。本制度の実施により、全学的課題の抽出および改善に取り組む仕組みを整備することができた。

２）コンプライアンスの推進

法令・社会規範・倫理等の遵守については、教員採用時の法的リスクについての研修会を実施し、任期付き教員採用時の注意すべき点等を法務アドバイザーが説明することにより、採用責任主体である各学部長の法的リスクへの理解が深まった。

（２）改善すべき事項

１）不正・法令違反等の防止策

研究活動における不正行為および研究費の不正使用については対応しつつあるものの、その他の不正・法令違反等の防止策および不正・法令違反が起きた場合に早期に発見する仕組み（対応策）等の策定が不十分である。

３．将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

１）内部質保証システムの整備

内部質保証のためのシステムは一定程度の整備を行うことができたが、自己点検・評価の質を高め、実質化していくためには、学内での内部質保証システムの構築とそのためのマネジメントの確立のための取り組みの具体化が求められる。個別的、具体的な課題としては、評価への理解を深める方策や評価者の研修、点検・評価の効率化等が必要であり、点検・評価を通じて各組織等における成功事例が創出できるよう、さらなる支援強化をしていく。

2) コンプライアンスの推進

法令・社会規範・倫理等の遵守については、法務課と各部署が連携の上、各担当業務に必要な指針・ガイドラインの策定を進める。

(2) 改善すべき事項

1) 不正・法令違反等の防止策

不正・法令違反等の防止策、および不正・法令違反が起きた場合に早期に発見する仕組み（対応策）等の策定を検討する。また、事例・留意点等を構成員に周知する。

4. 根拠資料

- 10- 1 大学評価に関する規程 (既出 資料序-1)
- 10- 2 大学評価に関する細則 (既出 資料序-2)
- 10- 3 龍谷大学内部質保証のあり方について (既出 資料序-3)
- 10- 4 自己点検・評価 (内部質保証)
<http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/evaluation/evaluation.html>
- 10- 5 大学評価に係る公表の方針
- 10- 6 認証評価
http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/appraisal.html
- 10- 7 学校法人龍谷大学が AA-を堅持-2005 年から 8 回目の格付更新 (2012. 9. 14)
(既出 資料 9(2)-5) <http://www.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=4250>
- 10- 8 学校法人龍谷大学情報公開規程
- 10- 9 情報公開規程に関する細則 (既出 資料 4(1)-6)
- 10-10 情報公表
http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/information/index.html
- 10-11 財務情報 <http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/finance.html>
- 10-12 自己点検・評価シート (2011 年度・2012 年度)
- 10-13 龍谷大学事務職員の「行動指針」について
- 10-14 エコキャンパス実現に向けた基本方針
- 10-15 自己点検・評価制度<2011 年度実施>の総括について
- 10-16 大学データ集 (参考)

